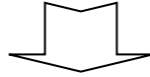


環境マネジメントシステムの改定について

1. 環境マネジメントシステム改定の目的

- 平成22年度より、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」や「東京都環境確保条例」に基づき、エネルギー使用量の届出や削減計画、取り組み結果の報告が義務化されるなど、エネルギー使用等の管理が強化された。
※右記、[参考]のとおり。
- あわせて、区では地球温暖化対策推進法に基づき、平成23年度より「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」を改定し、平成21年度比で温室効果ガスを3%削減することを目標としている。



新環境マネジメントシステム(中央区EMS)

- *「省エネ法」・「東京都環境確保条例」の届出等や「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の削減目標を踏まえて、新たなマネジメントシステムの構築を図る。⇒効果的で効率的なシステムとする。
- *ISO14001の文書化を徹底することを評価する仕組みから、新システムでは、より取り組み内容を評価する仕組みとする。

[参考]

中央区EMS	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	環境確保条例(地球温暖化対策報告制度)	中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画
右記のエネルギー管理と環境マネジメントシステムの運営を効率的効果的に運用できるよう、新たな中央区EMSを策定。	事業者全体の1年間のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合、国に届出なければならない。	同一事業者が設置する複数の事業所のエネルギー使用量が3,000kl以上になる場合、東京都へ報告しなければならない。	地球温暖化対策の推進に関する法律 温室効果ガス削減目標
	届出義務有	報告義務有	
[エネルギー使用量の把握]	[届出の内容(使用量)]	[報告の内容(使用量)]	[温室効果ガス換算エネルギー]
電気 ガス 水道 用紙類 ごみ CNG(天然ガス) 公用車 地域冷暖房	燃料(原油、ガソリン等、天然ガス、石炭等) 熱(蒸気、温水、冷水等) 電気	都市ガス LPG 灯油 電気 上下水道	電気 ガス 燃料 CNG(天然ガス) 公用車 地域冷暖房

2. 主な変更点

旧システム ISO14001

新システム 中央区EMS

ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム	⇒	独自のマネジメントシステム(ISO14001認証を更新しない)
環境への負荷または保全にかかわる事務事業すべてを管理対象	⇒	省エネルギー活動およびエネルギー管理に重点
・本庁舎 ・日本橋特別出張所等複合施設 ・月島特別出張所等複合施設 ・中央区保健所等複合施設	⇒	学校を含む区的全組織・施設(指定管理施設にも区の施設に準じた取組を求める)
各課の事務事業を対象に、毎年度「環境目的・環境目標」「環境マネジメントプログラム」を策定	⇒	「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の削減目標実現のため、環境目標と環境配慮活動プログラムを設定
環境側面調査ほか所属課が作成し、事務局が取りまとめるなど多数文書の管理が煩雑	⇒	管理する文書の一部を簡素化する
(監査テーマ)ISO14001規格、取組状況主としてシステム運用過程が守られていて、文書化されていることを評価する仕組み	⇒	(監査テーマ)省エネルギーの取組み オフィス業務・施設管理における温室効果ガス排出抑制の実効性を確保するため、省エネルギー・省資源対策を主要な監査対象とする
外部審査機関によるISO14001規格の審査により認証取得	⇒	外部審査を廃止 取り組み実績を区民等へ公表(ホームページ等)することで外部評価に代える

3. 新システム運用における基本的事項等

○ 新システム運用における基本的事項

- ・環境目標の設定(エネルギーの削減目標)に当たっては、「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」のエネルギー削減目標をベースとし、毎年度ごとに設定する。(平成23年度は節電対策の効果を想定し、削減目標を設定する。)
 ・電気・・・「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の削減目標 + 節電対策の効果を加味して設定
 ・ガスほか・・・「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の削減目標と同様とする。
- ・環境管理事務局が設定する環境配慮活動プログラムの具体的取り組み方法については、各課・各施設で決定する。
- ・各課・各施設における取り組みへの評価を強化する。(四半期ごとに課長による評価を行う。)
- ・エネルギー使用量については毎月報告を行う。

○ 指定管理施設への適用拡大について

- ・原則として、区施設と同様の削減目標に向け取り組みを行う。(サービス低下を招かないことが前提)
- ・中央区EMS導入にあたり、事前説明会を実施し、個別の相談を受け付けるなど円滑な導入を図る。
- ・10月1日の運用開始前までに全ての指定管理事業者と協定を締結する。
- ・運用開始後に行う指定管理の公募では、「中央区EMSの遵守」を公募条件に入れる。

[参考]環境配慮活動プログラム(一部抜粋)

■電力・燃料

- ・昼休みの消灯、空室の消灯、部分点灯の実施
- ・OA機器の省エネモード設定、帰宅時のコンセントオフ
- ・概ね30分以上使用しないPCのシャットダウン
- ・冷暖房温度の適正な設定、空調範囲表示
- ・こまめな空調停止 等

■ごみ

- ・ごみ発生抑制(エコバック利用 簡易包装の申し出等)
- ・分別、リサイクルの推進 等

■車両

- ・エコドライブ(急加速等の抑制、アイドリングストップ等)の徹底
- ・走行距離の抑制(適正ルートを選択、公共交通機関利用)
- ・低公害車の導入 等

■用紙

- ・用紙の適正使用(印刷要否の精査、両面印刷、資料の簡易化)

運用開始前説明会の実施状況(研修)

- ・管理職・環境監査員(課長・副参事) 2回
- ・地球温暖化対策推進員(庶務担当係長・施設長等) 4回

※環境監査

平成24年1月11日~2月15日

課長2人1組により実施